

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2901001		処分名	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者		農業委員会			
担当部署	部	農業委員会事務局		課	農業委員会事務局		
根拠規定	土地改良法				第3条第1項第2号		
基準規定	①	土地改良法			第3条第1項第2号		
	②	土地改良法施行令			第1条の3第1項		
	③	土地改良法施行規則			第2条第1項・第2項		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年7月20日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについて、農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であるとき。(土地改良法第3条第1項第2号)</p> <p>「相当」の基準は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 農地法第18条の規定により、農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等が許可された場合 所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められる場合 <p>別紙(昭和40年3月22日農林事務次官通達「土地改良法の一部を改正する法律の施行について」 第3 土地改良事業に参加する資格)</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年7月20日	
	期間	7日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2901008		処分名	特定農地貸付けに関する承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	農業委員会			
担当部署	部	農業委員会事務局		課	農業委員会事務局		
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律				第3条第1項		
基準規定	①	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律			第3条第3項		
	②	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令			第3条		
	③	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則			第2条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>特定農地貸付けを行おうとする者から特定農地貸付けの承認に係る申請があった場合において、その申請が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる要件（次に掲げる要件）に該当すると認めるときは、承認をする。</p> <p>(1) 法第3条第2項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 ・特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 ・法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 ・法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類 <p>(4) 法第3条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月18日	
	期間	21日					
聴聞等							
備考	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について（平元年9月11日元構改B1014）						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2901009		処分名	特定農地貸付けの変更の承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	農業委員会			
担当部署	部	農業委員会事務局		課	農業委員会事務局		
根拠規定	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令				第4条第1項		
基準規定	①	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律			第3条第3項		
	②	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令			第3条、第4条第2項		
	③	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則			第2条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年7月20日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>特定農地貸付けに関する承認を受けた者から、当該承認に係る特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「法」という。)第3条第2項各号に掲げる事項の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)の申請があった場合においては、その申請が法第3条第3項各号に掲げる要件(次に掲げる要件)に該当すると認めるときは、変更の承認をする。</p> <p>(1) 法第3条第2項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 ・特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 ・法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類 ・法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類 <p>(4) 法第3条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年7月20日	
	期間	60日以内					
聴聞等							
備考	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について(平元年9月11日元構改B1014)						